

豊中市内に所在する事業者様へ

## 「小児慢性特定疾病医療費助成制度」における 指定医療機関の申請手続きについて

### 1. 指定医療機関について（医療機関のみなさまへ）

- 本制度では、受給者の方が医療受給者証を使用し、医療費助成を受けることができる医療機関等（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）は、都道府県知事又は政令市、中核市長から指定を受けた「指定小児慢性特定疾病医療機関」に限られています。指定されていない医療機関等で受診者が受診した場合は、医療費助成の対象となりません。小児慢性特定疾病患者の方に医療を提供する医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）は、申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。
- **指定医療機関の指定を受けるためには、申請の手続きが必要です。**  
豊中市に所在する医療機関のみが豊中市長の指定の対象となります。
- 申請書と役員名簿の提出が必要です。  
申請書の「医療機関コード」欄には近畿厚生局発行の「医療機関指定通知書」に記載の医療機関コードを記入してください。 ※近畿厚生局に保険医療機関として申請中のため通知書がまだ届いていない場合は、後日通知書が届き次第、ご連絡をいただければ結構です。

### 2. 指定小児慢性特定疾病医療機関の要件・責務

#### 【要件】

- 豊中市に所在する以下の医療機関等であること。
  - 保険医療機関
  - 保険薬局
  - 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- 法第19条の9第2項で定める欠格事項（申請書裏面参照）に該当していないこと。

#### 【責務】（法第19条の11、第19条の13）

- 指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。
- 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関し、知事・政令・中核市長の指導を受けなければならない。

### 3.申請提出書類（郵送）

「指定小児慢性特定疾病 指定申請書」1部（おもて面：申請書 裏面：役員名簿）

※申請様式については豊中市ホームページから印刷をお願いします。

豊中市小児慢性 医療機関向け

検索



### 4.指定後の流れ

- 指定後、豊中市から申請者（開設者）宛に指定通知を送付します。
- 指定日は、原則として申請のあった日の属する月の翌月の初日からとなります。
- 指定を行った医療機関等の名称、所在地を豊中市ホームページに掲載します。
- 指定の有効期間は6年間です。（有効期間が満了する日までに更新申請が必要です。）
- 指定申請時に申請書に記載した事項に変更があった場合は、変更届を出してください。
- 指定を辞退するときは、辞退届を出してください。ただし、指定の辞退を希望する日から60日以上予告期間を設ける必要があります。

※変更届・辞退届の様式は豊中市ホームページにあります。

### 指定申請書の提出先・お問合せ

豊中市 こども未来部 おやこ保健課 小児慢性特定疾病担当

〒560-0023

豊中市岡上の町 2-1-15 すこやかプラザ内

☎ 06-6858-2800